

平成 25 年度第 3 四半期保安検査において
保安規定違反区分「監視」と判断された各項目の概要
(福島第二原子力発電所)

工事監理に係る火気作業及び危険物取扱い作業の管理不備

概要

火気作業および危険物取扱い作業に係る二次マニュアル*が改訂・施行されているにもかかわらず、下位文書である三次マニュアル*にその改訂内容が一部反映されないまま運用されていたことが確認された。

また、火気作業および危険物取扱い作業に関して、持ち込み危険物の種別、持ち込み量が防護指示書に記載されておらず、社内規定の要求事項を遵守していない事案が確認された。

* 当社の原子力に係るマニュアル体系として、3つの原子力発電所に共通する要求事項を整理した二次マニュアル(上位文書)と、それをもとに各発電所の設備に合致する内容を織り込んだ三次マニュアル(下位文書)があり、通常、上位文書が改訂されると、その改訂内容にあわせて下位文書を見直し整合をはかっている。

保安規定の該当条項等

第 3 条

(品質保証計画)

4.2.3 文書管理

7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー

7.5.1 業務の管理

対応状況

二次、三次マニュアルについて齟齬のないようあるいは相互の連携が適切となるよう内容を見直し改訂を行う。あわせて改訂項目について関係各グループへ周知する。

今後、マニュアルやガイドの改訂については、上位マニュアルや関連マニュアルの改訂時等、適切な時期に確実に実施できるようグループ内の業務改善を行う。

以 上